

会則

(名称)

第1条 本会は九州ゴム工業会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の啓発、連絡、協調および親睦を図り、会員企業の健全なる発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員相互の啓発、連絡、協調および親睦に関する事業
- 2 ゴム工業の加工技術に関する研究および調査
- 3 九州地区ゴム工業の発展に関する事業
- 4 政府その他関係官庁ならびに団体に対する意見の開陳
- 5 その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員および賛助会員資格の取得)

第4条 本会の会員は、九州地区においてゴム工業を営むものとする。

賛助会員は、九州地区にこだわらずゴム工業に関した様々な事業を営み、かつ、本会の事業目的を十分に理解したものとする。

本会に入会を希望するものは、2名以上の正会員の推薦を受け、入会の申し込みを行い、役員会の承認を得るものとする。

上記 項については、所定の様式を用いるものとする。

(会員資格の喪失)

第5条 会員は、次の理由によってその資格を失う。

- 1 第4条に掲げる資格の喪失
- 2 死亡または解散
- 3 除名

会員は、前項の規定にかかわらず退会の理由を付した書面を1ヶ月前に提出し、本会を退会することができる。

資格を失い、または退会したものは、本会に対する一切の権利を喪失し、既納の会費および本会の資産に対し、なんら請求することはできない。

(役員)

第6条 本会は次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 5名以内
- 3 幹事 若干名
- 4 監事 2名以内

役員は、役員会において選任する。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠員のときはその職務を代行する。

幹事は、会長および副会長を補佐して本会の運営にあたる。

監事は、本会の業務ならびに会計を監査する。

(名誉会長・顧問など)

第8条 役員の任期は、2年間とする、ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第9条 会長は、役員会の承認を得て名誉会長・顧問などを委嘱することができる。

(事務局)

第10条 本会に事務局を置くことができる。

事務局に関する事項は総会の承認を得て別に定める。

事務局は会長に一任する。

(会議の種類)

第11条 会議は、総会、役員会ならびに例会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(総会)

第12条 総会は、会員および賛助会員をもって構成し、毎会計年度開始の後、3ヶ月以内に通常総会を開催するほか、会長が必要と認めるとき、または全会員の3分の1以上の賛同を得て請求があったとき臨時総会を開催する。

総会は、会長が議長となり、この会則で定めるもののほか、予算および決算、会則の変更、その他重要な事項を決議する。

総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項については書面により、または、書面をもって代理人に委任して、その議決権を行使することができる。

前項の規定により議決権を行使する会員は、総会に出席した構成員とみなす。

(役員会)

第13条 役員会は、役員を以って構成し、会長が議長となって、本会の会務運営その他必要な事項を検討する。

(資産および会計)

第14条 本会の資産は、次のものからなる。

- 1 会費
- 2 寄付金
- 3 資産から生ずる果実
- 4 その他収入

(会費)

第15条 会費は、年会費、臨時会費ならびに例会費とからなる。

年会費は、年2回徴収するものとし、毎年6月および12月に前納する、ただし、6月に1年分を一括して前納することを妨げない。

年会費の額は総会の承認を得て、別に定める。

総会の議決により臨時会費を徴収することができる。

例会費は、例会開催の都度当該例会に必要な費用を、その出席者から徴収するものとする。

(解散)

第16条 本会の解散および本会が解散したときの残余財産の処分については、総会において構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委員会および部会)

第18条 会長は、第3条に掲げる事業を遂行するために委員会および部会を置くことができる。

委員会に委員長および委員、部会に部会長および部員をおき、そのメンバーは会長が委嘱する。

その他、委員会および部会に関して必要な事項は、役員会においてこれを定める。

(会則の施行規則)

第19条 この会則の施行について必要な事項は、特に定めてある場合のほか、役員会も議決を経て別にこれを定める。

第20条 この会則は、昭和40年8月20日から実施する。

(付則)

| | |
|--------------|------|
| 1967年 7月 17日 | 一部改正 |
| 1969年 1月 14日 | 一部改正 |
| 1973年 2月 23日 | 一部改正 |
| 1978年 3月 3日 | 一部改正 |
| 1979年 1月 20日 | 一部改正 |
| 1988年 1月 14日 | 一部改正 |
| 1994年 1月 | 一部改正 |
| 1996年 7月 4日 | 一部改正 |
| 2000年 4月 1日 | 一部改正 |
| 2004年 5月 12日 | 一部改正 |
| 2006年 4月 14日 | 一部改正 |

慶弔規定

(目的)

第1条 本規定は、九州ゴム工業会会員の慶弔に対し円滑に対処することを目的とする。

(慶事)

第2条 会員が次の各号に該当する時は、会員の申し出により金品を贈るものとする。

- 1 会員の会社の慶祝行事に対しては、会員の申し出により祝い金2万円 または、同額程度の生花を贈る。
- 2 会員個人の慶事(会員の結婚・叙勲など)に対しては、会員の申し出により祝い金2万円 または、同程度の生花を贈る。
- 3 各(1)(2)号の慶事に対しては、総て祝電を送るものとする。

(弔辞)

第3条 会員が次の各号に該当する時は、金品を供え弔慰を表すものとする。

- 1 会員が死亡したときは、金1万円の香典および2万円相当額の生花または花輪を供える。
- 2 会員の一親等の親戚(親・配偶者・子)が死亡したときは金1万円の香典または、同程度の生花を贈る。
- 3 各(1)(2)号の弔事に対しては、総て弔電を送るものとする。

(見舞)

第4条 会員が次の各号に該当する時は、会員の申し出により見舞い品を贈るものとする。

- 1 会員が、負傷または疾病のため、2週間以上の入院をした場合は、会員の申し出により、1万円相当額の見舞品を贈る。
- 2 会員が、火災、水害、その他天災に遭い、被害を受けた時は、会員の申し出により金1万円相当額の見舞い品を贈る。

(公表)

第5条 第2条から第4条までに該当するものがあるときは、会員に連絡する。

